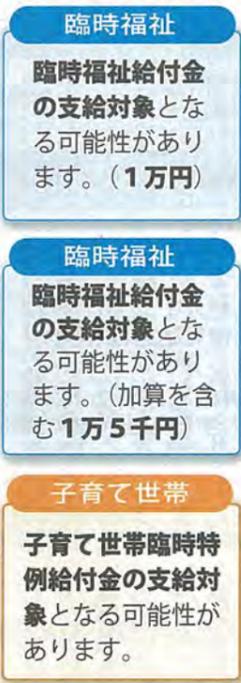


# 臨時福祉給付金

## 7月8日(火)から 郵送で申請を受け付けます

消費税率引き上げの負担を軽減するため、所得の低い人に「臨時福祉給付金」を支給します。

支給対象となる可能性のある人の世帯主に、申請書を送付します。給付金を受給するには申請が必要で、忘れず申請してください。



基準日は平成26年1月1日になります。対象ではありません。対象ではありません。対象ではありません。対象ではありません。対象ではありません。対象ではありません。

### つき1万円

次に該当する人には1人につき5千円を加算。老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等の受給者。7月7日(月)(予定)に、支給対象となる可能性のある人の世帯主に申請書を送付します。

### 子育て世帯

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性があります。申請期間は7月8日(火)～12月26日(金)。

# 第6次行財政改革の計画策定に向けて 行財政検討審議会を設置

平成27年度を初年度とする第6次行財政改革の計画策定に向け、5月30日に市長の諮問機関である行財政検討審議会を設置しました。審議会は、10人(市民公募2人を含む)の委員で構成されています。

### 子育て世帯臨時特例給付金

申請を受け付けています。申請期限は、11月28日(金)ですが、早めに手続きしてください。申請期限を過ぎた場合は、お問い合わせ 子育て支援課。

### 「いじめ防止基本方針(素案)」

市では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、検討委員会を設置し、協議・検討を行い、「八幡市いじめ防止基本方針」の素案をまとめました。

### 給付金を装った詐欺に注意!

八幡市役所や厚生労働省などの職員が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

◆給付金制度に関する問い合わせ 厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) 0570-037-192 (土・日・祝日を含む午前9時～午後6時)

募集要項 募集期間 7月1日(火)～22日(火) 募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人 1 市役所学校教育課 2 ファックス送信 9803・1430 3 市ホームページからメール送信 ◆問い合わせ 学校教育課